

# 室内空気汚染対策のための壁紙取扱・保管規程

制 定 平成 15 年 2 月 19 日  
最終改正 平成 23 年 8 月 25 日

## 1. 目 的

本規程は、壁紙の流通販売業者が、壁紙品質情報検索システム（以下、「検索システム」という。）に登録された壁紙の性能を維持することを目的とする。

## 2. 対象とする化学物質

本規程は、当面はホルムアルデヒドを対象とする。

## 3. 倉庫における在庫管理上の対策

倉庫内の換気に留意を払い、室内汚染を低減すること。

倉庫内にその他ホルムアルデヒドの発生源となるものを、できるだけ持ち込まないようにすること。

又やむを得ず、持ち込む場合は対策を講じること。

倉庫内の室内濃度を管理する。（簡易測定法により測定を行い、記録することを管理規程に盛り込む。）

倉庫内に保管されている壁紙のホルムアルデヒド発散量の製品検査は、管理上の必要に応じて行なう。

## 4. 流通段階でカット販売される製品の取扱いと表示の方法

入庫の際は、購入した壁紙が JIS 製品又は大臣認定を取得したもので、ホルムアルデヒド発散量の等級記号の表示があることの確認を行なう。

梱包されたホルムアルデヒド対策商品（JIS 製品あるいは大臣認定品）をカットした場合は、品番とロット管理を維持し、ホルムアルデヒド対策品であることが判別できるように保管して管理を行なう。

カット商品の包装、出荷、配送に際しては、シックハウス対策を考慮に入れ標準化する。

なお、包装の形態は、クラフト紙等により商品を曝露することなく包装することを標準とする。

カット販売される商品が、ホルムアルデヒド対策のための管理が維持されたものであることを、施工現場等でも判別できるように、現品に「日本壁装協会登録シックハウス対策品」「ホルムアルデヒド発散等級」並びに問い合わせ先となる「日本壁装協会の検索システムのアドレス」が印字されたラベル表示をすること。

## 5. 室内濃度の確認・測定法

ホルムアルデヒドについては、「検知管方式」「検知紙方式」「電気化学方式」などの測定器を用い、簡易測定法により室内濃度測定を行なうことを推奨する。

作業、保管状態などの影響による室内濃度の変化がおきないかを確認することになる。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）第3条の2号第1号の表の第7号の下欄の規定に基づき、厚生労働大臣が別に指定する測定器を定める件

（平成15年厚生労働省告示第204号 1501～1506）

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）第3条の2号第1号の表の第7号の下欄の規定に基づき、厚生労働大臣が別に指定する測定器を定める件の一部を改正する件

（平成16年厚生労働省告示第76号 1601～1604）

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）第3条の2号第1号の表の第7号の下欄の規定に基づき、厚生労働大臣が別に指定する測定器を定める件の一部を改正する件

（平成19年厚生労働省告示第256号 1901～1902）

指定番号	型 式	製造者等の名称
1501	FP - 30	理研計器株式会社
1502	710	光明理化学工業株式会社
1503	XP - 308B	新コスモス電機株式会社
1504	91P	株式会社ガステック
1505	91PL	株式会社ガステック
1506	TFBA - A	株式会社住化分析センター
1601	IS4160 - SP (HCHO)	株式会社ジェイエムエス
1602	ホルムアルデヒドメータhtV	株式会社ジェイエムエス
1603	3分測定携帯型ホルムアルデヒドセンサー	株式会社バイオメディア
1604	FANAT - 10	有限会社エフテクノ
1901	CNET - A	株式会社住化分析センター
1902	MDS - 100	株式会社ガステック

## 6. 附 則

本規程は、平成15年2月19日から運用する。

本規程の改正は、平成23年8月25日から施行する。

本規程の運用にあたって、疑義が生じた場合は、壁紙品質情報管理システム運営・実行委員会の判断による。

本規程は、国土交通省の定める関係法令並びに技術基準の改正等に従い、改正するものとする。

本規程の改廃は、壁紙品質情報管理システム運営・実行委員会で決議した後、理事会に報告する。